

## 外郭団体のあり方に関する指針の一部改正の骨子案

### 1 目的

本市では、平成29年8月に「外郭団体のあり方に関する指針」を策定し、団体のあり方や市の関与のあり方を整理し、団体における公正で透明性の高い運営・経営状況の健全性の確保等を図るため、各団体に対して必要な助言・指導等を行ってきました。

指針策定から5年以上経過し、その間にあった本市の制度改正内容等を反映させるため、内容の一部改正を行います。

### 2 主な改正内容

- (1) コンプライアンス及びハラスメント防止の徹底についての記載を追加します。
- (2) 60歳以上の非常勤職員の福利厚生等に関する記載を本市制度改正に合わせて変更します。
- (3) 本市における再任用制度の廃止、定年引上げに伴い文言整理を行います。
- (4) 団体の業務上特に必要と認められる場合など特別な事情により、元市職員について65歳を超えて団体の役員に就任させる場合の取扱いに関する記載を追加します。

### 3 施行予定

令和7年（2025年）7月の施行を予定しています。